

平成23年度 事業計画書

財団法人山梨県健康管理事業団

平成23年度 事業計画

I 健康診査・検査事業及び一次予防に関する事業

高齢化の急速な進展に伴い、疾病構造も変化し、疾病全体に占めるがんなどの生活習慣病の割合は増加し、死亡原因の約6割、医療費に占める割合も国民医療費の約3分の1となっている。

国では、平成24年度までに特定健診65%、がん検診50%の受診率を目標に掲げ、県、市町村等一丸となって達成に向け取組んでいる。

事業団ではこれに呼応し、高齢者医療確保法、健康増進法、介護保険法、学校保健安全法等、各法に基づく健康診査・検査事業を実施する。

また、県が策定した「健やか山梨21」計画と連携した一次予防に関する事業を推進し、県民の健康の維持増進に努める。

1 特定健康診査・特定保健指導・がん対策事業及び介護予防事業等

(1) 特定健康診査

高齢者医療確保法に基づく特定健診及び特定保健指導を市町村等、保険者から委託を受けて実施する。

また、生活習慣病対策事業の対象とならない39歳以下の住民健康診査等についても市町村から委託を受けて実施する。

① 集団健診

平成22年度の市町村特定健康診査実績は12,115人と、大月市住民健診減少の影響を受け、平成21年度の13,449人と比較して1割程度減少了。

平成23年度も各保険者の受診率向上の取組みに呼応し、事業団として健診日数の増加や土日休日健診の計画をする等「受診しやすい環境作り」に努め、受診人数の増加を図っていく。

② 個別健診

個別健診は、甲府市で平成23年度に対象年齢が65歳以上から40歳以上に拡大されるため、ハガキ、ちらし等による対象者への受診勧奨を行うとともに、実施日数を増やし平成21年度の実績700人を目標に、受診者数の増加を図る。

(2) 特定保健指導

保健指導については、メタボリックシンドロームの予備群及び該当者の抽出と、情報提供を行い、階層化による動機付け支援と積極的支援該当者に特定保健指導を積極的に行う。

(3) がん対策事業

健康増進法に基づく各種がん検診については、がん対策事業として、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診等について市町村から委託を受けて実施する。

また、当県において肝がん検診として広く実施されている腹部超音波検診について、超音波診断装置で肝臓を中心とした胆嚢、腎臓、脾臓等を検査し所見を早期に見つけ出すことを目的とし、市町村及び事業所等からの委託を受けて実施する。

- 乳がん検診については、マンモグラフィ検査と視触診の併用検診及び乳腺超音波検査を、市町村並びに事業所等からの委託を受け実施する。平成23年度には新たに都留市の18日間を受託し、延べ900名を予定し実施する。
 - ・ 平成21年度から、女性特有のがん検診推進事業による無料クーポン券が市町村より配布され、受診率の向上につながっており、平成23年度も積極的に取組んで行く。
 - ・ 平成17年度より実施している事業団施設を利用した、冬期レディース健診の反響も良く、11月～3月の間、指定日を設け、平成23年度も継続して実施する。
- 子宮がん検診については、子宮頸部細胞診検査を事業団施設において平成20年度より事業所と冬期レディース健診で行っているが、平成23年度も継続して実施する。
- 大腸がん検診の便潜血反応検査については、平成23年度に「働く世代への大腸がん検診推進事業」として、40歳から60歳までの5歳刻みの方への検査キットの直接送付に対する助成が決定されていることから、受診率向上が期待される。事業団では対象者が受診しやす実施方法等について検討を行い、受診者数の増加を図って行く。
- 新規検診項目として、血液検査によるペプシノゲン、前立腺がん検診（P S A検査）、子宮頸がん検診におけるH P V検査等の導入について、さらに推進推奨していく。
- 平成22年度の胃・胸部併用デジタル検診車両更新に伴い、現有の胃部検診車2台をデジタル化するとともに、乳がんマンモグラフィ・胸部検診車についてもデジタル化の検討を行い、県民に精度の高い検診を提供できるよう推進していく。

(4) 生活機能評価及び基本チェックリスト

平成22年度、全ての市町村で特定健診と同時に実施していた生活機能評価は、平成22年8月の地域支援事業実施要綱の改正により、介護予防事業の対象者把握方法が簡素化され、生活機能評価は必須でなく、基本チェックリストのみの実施で可能となつた。

そのため、平成23年度は、市町村独自に実施する傾向にあるが、継続して実施する4市町より生活機能評価又は基本チェックリストを受託し、要支援、要介護の状態になる恐れのある高齢者を早期に発見、把握し、市町村が行う介護予防事業の効果的な取組みを支援する。

2 各種の検診検査事業

(1) 事業所及び職域健診

全国健康保険協会が実施する生活習慣病予防健診及び労働安全衛生法に基づく健康診断を企業・事業所、県職・教職員等19,500人を実施する。また、選択項目である各種がん検診等の受託拡大も図っていく。

- 小規模の事業所を集めた検診車等による出張検診については、効率の良い健診実施に向け、平成23年度には健診日数を3日（10日間）、

300人増加するとともに、対象事業所を絞り込んだダイレクトメール等の渉外活動を推進して、受診事業所の増加を図っていく。

- 新規企業・事業所に対し積極的に訪問し、事業団のPRと営業活動の強化し、重点的に協会けんぽの加入事業所等職員500人の健康診断受託の拡大を図っていく。

(2) 学校保健関係の検診検査事業

学校保健安全法による児童、生徒及び県、地域教職員の健康診断を教育委員会等の受託を受けて次により実施する。

- ① 心臓検診は心疾患を早期発見ため、心臓検診調査票・心電図検査を、小・中学校、高等学校等の児童、生徒を対象に実施する。
なお、希望校に対して、心電心音図検査を実施する。
- ② 尿検査は腎疾患と若年性糖尿病の早期発見、寄生虫・蟻虫卵検査については、寄生虫卵の発見のため、保育所・幼稚園の幼児、小・中学校等の児童、生徒を対象に実施する。

(3) 結核検診

感染症法による胸部検診を高校生、大学生、一般住民（65歳以上）、民間企業従事者、及び県職員、教職員等を対象として実施する。

(4) 骨粗鬆症予防検診

寝たきり老人予防対策の一環として、骨粗鬆症予防検診を市町村等の要望に応じて実施する。

3 一次予防に関する事業

当事業団は、県の「健やか山梨21」計画が推進している健康づくりの「一団体一活動」事業の取組団体であるので、健康教育・健康づくり等、一次予防に関する実践的な事業を推進し、県民の健康の維持増進に努める。

II 諸会議の開催

1 理事会

理事会は、事業計画、予算、決算等寄付行為に定める事項を議決、又は承認する。

2 経営評価委員会

今後の経営状況や経営強化の実施状況について適切な評価を受けるため、外部の経営専門家として公認会計士、開業医等をメンバーとする経営評価委員会を開催する。

3 経営管理会議等

事業団の課長補佐以上の役職員で構成する経営管理会議等を開催し、各種事業の進捗状況及び経営状態の現状を把握精査するとともに、新規事業の導入や効率的な事業推進方策を検討し安定した運営に資する。

III 公益・普及啓発事業

1 ホームページの活用

ホームページを活用し、組織、経営理念、事業案内による検診事業全般の内容紹介など広く県民に情報発信し、事業団をPRするとともに、各種がん検診、生活習慣病予防の正しい知識の普及啓発に努める。

2 検診受診率の向上

特定健診 65%、がん検診 50%を目標に受診率の一層の向上を図るため、シンポジウム、講演会の開催や、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞等を利用した広報活動を行う。

3 がん征圧月間及び結核予防週間行事

9月の「がん征圧月間行事」並びに9月下旬の「結核予防週間行事」について、関係機関の協力を得る中で、がん対策推進事業として医師無料相談・がん患者相談コーナーを設け、がん患者の支援策を積極的に推進していく。

また、普及啓発ではラジオ広告、街頭キャンペーンを実施するとともに、ポスター、広報資料等を市町村及び関係団体に配布する。

4 講演会・シンポジウム等の開催

住民検診業務に携わる市町村の担当者並びに学校保健業務に携わる担当者等を対象とし、受診率向上対策、がん対策等の講演会を開催する。

5 がん医師無料相談及び保健師の電話相談

医師によるがん無料相談を「がん征圧月間行事」・「県民の日記念行事」等のイベントで行い、保健師によるがん電話相談を毎週火曜日に行う。

6 各種イベントへの参加

県が主催する、県民の日記念行事や山梨県中小企業団体中央会主催の「中小企業組合まつり」等の各種イベントに積極的に参加し、簡易健康チェック(血圧、骨密度測定、健康相談等)及び、乳がん検診などを実施し、各種検診車の展示を行うとともに、生活習慣病、がん予防などに関するパネル展示及びパンフレットの配布等を行い、健診普及活動を推進していく。

7 健康教育の資料貸出

市町村等が行う健康教育の資料として、健康づくりに関するビデオ、パネル等を積極的に貸し出し、各種検診に対する地域住民の啓発に努める。

IV 調査・研修事業

1 調査

各種検診事業の調査分析を行うとともに、特に胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん及び腹部超音波検診の要精検者に対する追跡調査を実施する。

2 研修

各種検診の多様化、高度化に対応するため、関係各機関等が実施する学会、研修会に職員を積極的に参加させるとともに、営業力強化を図るために接遇教育、研修会等を実施し、職員の資質の向上及び検診検査の精度向上に努める。

V 救急医療情報センターの運営業務

全県ネットワークの山梨県救急医療情報システムは、県から運営業務の委託を受け実施している。

本年度も医師会、歯科医師会、医療機関、市町村及び関係機関等の協力を得ながら円滑な運営に努める。

また、この度の東日本大震災を教訓とし、大規模災害時の医療情報などの案内業務の訓練を行い、危機管理体制を一層強化する。